

水戸市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により地域計画変更（案）を作成したので、公衆の縦覧に供する。なお、同項の規定により縦覧の期間は 2 週間とし、地域計画について利害関係を有する者は、下記により農政課に意見書を提出することができる。

令和 8 年 2 月 19 日

水戸市長 高橋 靖

1 地域計画変更（案）の縦覧場所

- (1) 水戸市役所農政課 水戸市中央 1 丁目 4 番 1 号
- (2) 水戸市ホームページ「地域計画変更（案）の公告・縦覧について」
URL <https://www.city.mito.lg.jp/page/106520.html>

2 意見書の提出について

- (1) 意見書の提出先 水戸市役所農政課

(2) 提出方法

農政課備え付けの所定の様式または任意の様式による。ただし、任意の様式の場合は、住所（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は名称及び代表者名）、連絡先、意見を提出する地域計画変更（案）の地区名を明記すること。

- (3) 提出期限 令和 8 年 3 月 4 日（水）